

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：畜産業費 目：畜産振興費

事業名家畜流通指導費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 畜産振興課 飛驒牛銘柄推進室 銘柄推進係 電話番号：058-272-1111(内4139)

E-mail : c11437@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 100千円 (前年度予算額： 100千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 源
前年度	100	0	0	16	0	0	0	0	84
要求額	100	0	0	16	0	0	0	0	84
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

県内の家畜流通において、公正で円滑な家畜取引が行われるよう、その取引の主体となる家畜商の育成指導が重要である。法に基づき、家畜商の登録・免許交付業務などを行うと共に、家畜商講習会を開催する(家畜商法)。

県内の家畜市場における公正で円滑な家畜取引が行われるよう、家畜市場の登録等の業務を行う(家畜取引法)

(2) 事業内容

○家畜商の登録事務及び指導

家畜商名簿への登録、家畜商免許証の交付、再交付、書換交付、取消などの業務を行うとともに、法令に基づき指導を実施する。

○家畜商講習会の開催

家畜商法に基づき、家畜商になりたい者に対し、家畜の取引業務に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催し、修了証を交付する。

(東海3県持ち回りで開催 (R7:三重県、R8:愛知県、R9:岐阜県)

○家畜市場の登録事務及び指導

家畜市場登録簿への登録、家畜市場登録証の交付、再交付、書換交付、取消などの業務を行うとともに、法令に基づき指導を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県10/10（「家畜商法」及び「家畜取引法」に係る業務は、都道府県所管事務であるため）

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	30	指導旅費
需用費	40	登録事務に関する消耗品
役務費	30	郵送代
合計	100	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

「家畜商法」及び「家畜取引法」に係る業務として、各県で行われている。

(2) 後年度の財政負担

「家畜商法」及び「家畜取引法」に係る業務として、継続が必要。家畜商講習会は法令で規定する都道府県所管事務である。東海3県では持ち回り開催の調整を行うなど、負担軽減に取り組んでいる。家畜商講習会の次回の岐阜県開催は令和9年度の予定。

(3) 事業主体及びその妥当性

「家畜商法」及び「家畜取引法」に係る業務は、都道府県所管事務である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

□ 新規要求事業

■ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

家畜商法の規定により、家畜商免許の取得希望者に対し適正な指導を行うとともに、速やかな免許証交付、再交付・書換交付を行う。また免許取消に伴う供託済み営業保証金の取戻し書類の発行依頼に対し速やかに対応を行う。家畜商講習会において、受講希望者（県内外）の知識修得に努める。

家畜取引法の規定により、速やかな家畜市場登録証の交付、再交付・書換交付を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

家畜商講習会は家畜商になろうとする者が「家畜商法」に基づき受講するものであり、目標を設定することはなじまない。

（これまでの取組内容と成果）

令 和 4 年 度	1 家畜商免許証の登録事務	10件 1件 4件				
	①家畜商免許新規交付					
	②家畜商免許書換交付					
令 和 5 年 度	③家畜商免許取消し					
	1 家畜商免許証の登録事務	6件 1件				
	①家畜商免許新規交付					
令 和 6 年 度	②家畜商免許取消し					
	1 家畜商免許証の登録事務	5件 1件 2件 7件				
	①家畜商免許新規交付					
	②家畜商免許書換交付					
	③家畜商免許再交付					
	2 家畜商講習会の開催	41名 40名 2件				
	①講習会申込者					
	②講習会修了証明書の発行					
	3 家畜市場登録証の登録事務					
	①家畜市場登録証の書換交付					

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	法令で規定する都道府県所管事務であり、必要である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	(評価) 2
法令で規定する都道府県所管事務であり、必要である。	
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	(評価) 2
東海3県で持ち回り開催として、効率的な実施に努めている。	

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 特にない。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 家畜商講習会は家畜商になろうとする者が「家畜商法」に基づき受講するものであり、希望者がいる限り継続すべき事業であるため、開催にあたって法令に従って適正に運用する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	